防府市保育の必要性の認定基準

平成２６年１０月１日制定

（趣旨）

第１条　この基準は、防府市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則（平成２６年防府市規則第３２号の２。以下「規則」という。）に定めるもののほか、保育の必要性の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育の必要性の基準）

第２条　保育の必要性の基準は、次表に定めるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 事由 | 具体的な状態 |
| 子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「府令」という。）第１条第１号（就労） | １月において６４時間以上労働しているもの。ただし、農業にあっては、経営耕地面積が３０アール以上又は農産物販売金額が５０万円以上のもの。 |
| 府令第１条第２号  （産前産後） | 出産（妊娠３か月以上の分娩で、死産、早産及び流産を含む。）の予定日から起算して前８週間の属する月又は出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間にあって、出産の準備又は休養が必要な状況にあるもの。ただし、産前にあっては、医師等から特別な安静を必要とされている期間を含む。 |
| 府令第１条第３号  （病気・けが） | ①入院療養又は自宅療養しているもの（産後の不良を含む。）。ただし、自宅療養者にあっては、通院加療を行い、療養のため児童の保育に支障があると認められるもの。  ②療育手帳の交付を受け、重度又は中度に判定されたもの。  ③身体障害者手帳の交付を受け、１級から３級に判定されたもの。  ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、１級に判定されたもの。  ⑤②、③及び④の判定のないものであって、障害の程度によって児童の保育に支障があると認められるもの。 |
| 府令第１条第４号  （同居親族の介護） | 同居の親族である臥床者及び心身障害者（児）（療育手帳の交付を受け、重度又は中度と判定されたもの、身体障害者手帳の交付を受け、１級又は２級に判定されたもの、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、１級に判定されたもの及び医師により親族による介護が必要であると判断されたもの。）を病院又は自宅において常時介護（原則として月１６日以上かつ１日４時間以上介護していることをいい、病院、総合支援学校及び障害者（児）施設等に、通院、通学及び訓練等のための付き添いを含む。）しており、児童の保育に支障があると認められたもの。 |
| 府令第１条第５号  （災害復旧） | 震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっているもの。 |
| 府令第１条第６号  （求職活動） | 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っており、認定後９０日以内に就労するもの。 |
| 府令第１条第７号  （就学） | １月において１６日以上、かつ、１日当たり４時間以上、学校等に通所により就学しているもの。 |
| 府令第１条第８号  （児童福祉） | ①児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。  ②配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められるもの。 |
| 府令第１条第９号  （育児休業） | ①既に保育を利用している児童がおり、育児休業に係る児童の満１歳の誕生日の前日の属する月の末日までの期間にあるもの。  ②育児休業に係る児童の満１歳の誕生日の前日の属する月の末日において、保育を利用している児童が次年度に小学校への就学を控えており、当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと認められるもの。  ③育児休業を取得している期間にあるもので、保育を利用している児童の発達上、環境の変化が好ましくないと認められるもの。 |
| 府令第１条第１０号  （その他） | ①防府市犯罪被害者等支援条例（平成２４年防府市条例第３８号）第２条第４号に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）で、児童の保育を必要としているもの。  ②府令第１条第４号に係る保育の必要性の基準に該当する別居の親族の常時介護のため、児童の保育を必要としているもの。  ③保育を利用している児童が次年度に小学校への就学を控えており、当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと認められるもの。  ④その他児童の保育を必要としていると特に認められるもの。 |

（保育必要量の基準）

第３条　保育必要量の基準は、次表に定めるとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事由 | | 保育必要量 |
| 府令第１条第１号  （就労） | １月において、１２０時間以上の就労 | 保育標準時間（１日当たり１１時間までの保育時間をいう。以下同じ。） |
| １月において、１２０時間未満の就労 | 保育短時間（１日当たり８時間までの保育時間をいう。以下同じ。） |
| 府令第１条第２号（産前産後） | | 保育標準時間 |
| 府令第１条第３号（病気・けが） | | 保育標準時間 |
| 府令第１条第４号  （同居親族の介護） | １月において、１２０時間以上の介護 | 保育標準時間 |
| １月において、１２０時間未満の介護 | 保育短時間 |
| 府令第１条第５号（災害復旧） | | 保育標準時間 |
| 府令第１条第６号（求職活動） | | 保育短時間 |
| 府令第１条第７号  （就学） | １月において、１２０時間以上の就学 | 保育標準時間 |
| １月において、１２０時間未満の就学 | 保育短時間 |
| 府令第１条第８号（児童福祉） | | 保育標準時間 |
| 府令第１条第９号（育児休業） | | 保育短時間 |
| 府令第１条第１０号  （その他） | 犯罪被害者等で、児童の保育を必要としているもの。 | 保育標準時間 |
| １月において、１２０時間以上の別居の親族の介護 | 保育標準時間 |
| １月において、１２０時間未満の別居の親族の介護 | 保育短時間 |
| 保育を利用している児童が次年度に小学校への就学を控えており、当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと認められるもの。 | 保育短時間 |
| その他児童の保育を必要としていると特に認められるもの。 | 保育標準時間又は保育短時間 |

（決裁区分）

第４条　この基準の決裁区分は、課長専決事項とする。

附　則

（施行期日）

１　この基準は、規則の施行の日から施行する。ただし、規則の準備行為に係る支給認定については、この基準の施行前においてもこの基準を適用することができる。

（基準の廃止）

２　従前の防府市保育所入所基準は、平成２７年３月３１日で廃止する。